

令和7年（行ヒ）第25号 行政処分取消請求上告受理事件

上告人 池上治男

被上告人 北海道（同代表者 北海道公安委員会）

弁 論 要 旨

令和8年2月10日

最高裁判所 第三小法廷 御中

上告人訴訟代理人弁護士 中 村 憲 昭

同 弁護士 伊 藤 正 朗

同 弁護士 平 裕 介

1 はじめに

池上さんは、市の要請でヒグマを駆除しました。駆除は成功裏に終わりました。

にもかかわらず、2カ月近くも経過してから、池上さんに対する銃刀法違反被疑事件の取り調べが始まりました。刑事事件は不起訴に終わりましたが、猟銃の所持許可を取り消されました。

なぜ池上さんは、銃を取り上げられなければならなかったのでしょうか。公益活動に従事したのに、公安委員会はなぜそのことを考慮せずに取消処分を下したのでしょうか。札幌高裁（原判決）が、あるべき判断基準に基づかずになされた公安委員会の裁量判断を追認したのは、果たして妥当なのでしょうか。

この裁判で我々が最高裁に問いたいのは、このことです。

2 原判決の問題点

本件の争点は、本件猟銃所持許可取消処分（本件処分）が裁量権の逸脱・濫用であり違法であるか、です。

札幌地裁（第一審判決）は、違法性を認めましたが、逆に、原判決は、違法性は認められないと判断しました。

原判決は、「近年、道内でヒグマによる被害が多発している」（原判決21頁）ことや、ハンターである上告人を含む「公的機関が、ヒグマ駆除について、従来より猟友会の献身的な活動に依存してきたという実態がある」（原判決20～21頁）ことを認めましたが、それにもかかわらず、「このことと本件処分が違法であるかどうかという問題は別」（原判決21頁）だと理由なく断じました。原判決は、ハンターの鳥獣駆除による社会貢献を、処分に当たって考慮あるいは重視できない事項だと述べたといえます。これが第1の問題点です。

次に、原判決は、跳弾の危険と「共猟者や市職員ら」という「人」の「生命・身体」への抽象的な危険を過度に強調しています（原判決18頁等参照）が、本件処分はあくまで「建物」に向かって到達したことを理由にされた処分ですから（原判決2頁）、これは「人」と「建物」を明確に書き分けている鳥獣保護管理法の趣旨に反する判断です。これが第2の問題点です。

このように、原判決には、第1に「考慮不尽」、第2に「他事考慮」という問題を看過して司法審査をしてしまったという違法がありますので、本件処分は、本来、裁量権の逸脱・濫用の違法性が認められるべきです。以下、詳しく述べます。

3 裁量権逸脱・濫用の違法の具体的内容

(1) 考慮不尽：隊員の地位や護られる住民の利益の軽視

第1に、考慮不尽の点について述べます。

銃刀法に基づく銃砲所持の許可取消処分は、侵害的処分であり、かつ、最も重大な不利益処分ですから、過去の判例（最一小判平成24年1月16日集民239号1頁、最一小判同日集民同号253頁〔停職・減給処分に関する教職員国旗国歌訴訟〕）のように、裁量審査の判断枠組みにおいて様々な要考慮事項が明示あるいは考慮される必要があります。そして、上告人のように、少なくとも非常勤公務員としての法的地位を有する「鳥獣被害対策実施隊員」（鳥獣被害防止法9条2項）が自治体や官公庁からの有害鳥獣駆除の依頼に基づき有害鳥獣に対し発砲したという場合には、猟銃を所持する権利のみならず社会奉仕活動を行う公務員としての社会的地位をも奪うという点で特に重大な不利益処分であり、かつ処分を行うこと

で鳥獣被害に係る住民の生命・身体・財産・生活環境の保護という失われる公益も類型的に大きいものといえます。

そのため、本件の裁量審査の判断枠組みにおいては、発砲行為についての公務としての性質の有無や重要性、あるいは、行政の選択する不利益処分が他の鳥獣被害対策実施隊員等の公務員や社会に与える悪影響などをも十分に考慮した上で、裁量権の逸脱・濫用の司法審査がなされるべきです。このことは、銃刀法、鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法の関係条項の文言や趣旨等からも明らかです。

そこで、隊員としての地位や隊員によって護られる住民の利益を重視するような判断枠組みが司法審査の審査基準として新たに定立されるべきですが、仮にそのような審査基準が明記されないにしても、少なくともこれらの事項を重視した司法審査が行われるべきだといえます。つまり、ハンターが警察の代わりに警察行政を担うことで鳥獣を駆除し、社会貢献を果たしていることは、猟銃所持許可の取消処分の判断で重視されるべきであるにもかかわらず、これらを別問題だと切って捨てた高裁判決には明らかな誤りがあります。

(2) 他事考慮：「建物」と「人」を分けて規定した条文の趣旨軽視

第2に、他事考慮の点について述べます。

鳥獣保護管理法38条3項は、弾丸の到達するおそれのある「建物」のほか、弾丸の到達する「人」に向かって銃撃をしてはならないと規定し、その両者を明確に区別しています。上告人が本件処分を受けた理由は「建物」に向かって発砲したということのはずです（原判決2頁）。にもかかわらず、被上告人（一審被告）は、当初の処分理由にはない「共猟者や市職員ら」という「人」（同項）の生命・身体への抽象的な危険を不当に強調し、原判決もこの点を重視する裁量審査を行ってしまいました（原判決18頁等）。

しかし、かかる判断は、「人」と「建物」をあえて分けて規定した鳥獣保護管理法の解釈としては誤りです。本件処分は「人」ではなく「建物」への弾丸到達の危険を理由に処分がなされたという場合ですから、跳弾の危険を強調して共猟者ら「人」の生命・身体への抽象的な危険の点を重視して良いはありません。本件で「人」への危険を重視することは、当初の処分理由との関係で、他事考慮であることは明らかです。

そもそも本件処分は、信用出来ない共猟者からの跳弾の申告をもとに捜査が開始されながら、あえて「建物」に対する発砲を理由としてなされたものです。本件処分時点では、共猟者に向かって発砲したとか、銃床の破損の有無については理由として挙げられていませんし、本件処分に対する

行政不服審査の時点でも、共猟者の証言は処分とは関連性がないとして証拠開示もされませんでした。

一審において共猟者は証人として出廷しましたが、その立証趣旨は「発砲現場において警察官が発砲を許可した事実がないこと」に限定されていたはずですが、しかし被告（被控訴人）は、発砲に至る経緯であると述べて跳弾の事実があったかのような証言を展開しました。

そのような中で、「建物」への発砲の危険性判断に「人」への危険を重視して処分することは、銃刀法違反の処分要件さえ逸脱するものであり、憲法31条の適正手続保障を害するものといわざるを得ません。

(3) 原判決の判断には法令解釈の誤りあるいは判例違反があります

以上のとおり、当然考慮すべき事項を十分に考慮（重視）せず（考慮不
尽）、他方で、重視すべきでない事項を重視する（他事考慮）という原判決の判断には、行政事件訴訟法30条の裁量権逸脱・濫用の判断枠組みに誤りがあり、本件処分に関係する法令の解釈を誤った違法があります。また、原判決は、裁量権逸脱・濫用に関係する最高裁判所の判例（先例）にも違反しています。

本件処分は裁量権を逸脱・濫用した違法なものといわなければなりません。

4 被上告人の答弁が失当であること

被上告人は、原判決には法令解釈の誤りや判例違反はないと答弁し、また、本件処分の結論は正当だと反論して、本件上告を棄却する旨の判決を求めています。

まず、被上告人は、「公務としての性質」・「社会への影響」についても、原判決は「吟味」して判断しているから考慮不
尽はない旨反論します。しかし、「本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」という一言で公益性の判断を切り捨てた原審の判断が、公務としての性質や社会的影響を十分に考慮したものでないことは明らかです。

また、被上告人は、本件における発砲行為の危険について、「人の生命、身体等に対する危険の予防」につき規定した銃刀法の目的等に言及する答弁を展開しています。しかし、鳥獣保護管理法38条3項が「建物」と「人」を分けて規定し、本件では「建物」の点を理由に処分をした点については何ら合理的な説明がありません。ゆえに、被上告人の反論は失当であり、他事考慮の瑕疵も認められます。

以上、被上告人は縷々答弁を展開しますが、すべての反論が失当です。

5 破棄「差戻し」ではなく、破棄「自判」の判決を

よって、原判決は速やかに破棄されるべきですが、本件では、さらに、「破棄差戻し」となるのか、それとも「破棄自判」となるかという点も重要です。

本件では、上記の重視すべき事項や重視してはならない事項に関する事実関係（あてはめに関する事情）はすでに出そろっています。原審に差し戻す必要性はありません。猟銃が取り上げられてから7年経過しました。上告人も76歳と高齢であり、3月には77歳の誕生日を迎えます。それらを踏まえると、差し戻す相当性もありません。そのため、本件は「事実に基づき裁判をするのに熟するとき」（民事訴訟法326条）に該当し、破棄自判の要件を満たします。

また、実際に、裁量権の逸脱・濫用の論点について破棄自判とした先例は近年のものだけでも複数あり（最三小決令和7年2月26日判タ1538号16頁、最二小判令和5年11月17日民集77巻8号2070頁等）、本件も同様に「自判」とされるべきケースです。

本件では破棄差戻しではなく、破棄自判の判決が下されるべきです。

6 おわりに

昨年、世相を表す漢字として選ばれた漢字は「熊」でした。クマ被害は国民の重大な関心事です。

北海道や東北の各裁判所の近くでも熊が目撃されています。今月退官された元最高裁判事は、「奥多摩・秩父」など熊の出る地域での「山歩き」を「趣味」としてホームページで公表していました。このように、裁判官にとっても熊被害は身近な問題となりました。

このような重要な問題について、札幌高裁は「社会通念」と乖離した判断を下しました。これでは、ハンターが安心して公益活動に従事できません。今、最高裁が果たすべき役割は、公益活動に従事したことなどを十分に考慮し、跳弾の危険ばかりを不当に重視せずに司法審査を行うという確固たる先例を打ち立て、全国のハンターが安心して市民の命や生活を護ることができる社会を実現することです。

以上